

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止 及び水産動植物被害の防止に係る指導指針

平成29年3月9日環水大土発第1703091号

(別表)

農薬名	水濁指針値 (mg/L)
(殺虫剤)	
イソキサチオン	0.08
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロロホン (DEP)	0.05
フェントロチオン (MEP)	0.03
ベルメリン	1
ペンスタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0.06 (イミノクタジンとして)
キャプタン	3
クロタロニル (TPN)	0.4
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
テトラコナゾール	0.1
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイノキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
ホセチル	23
(除草剤)	
シクロスルファミロン	0.8
シマジン (CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロバミド	0.3
フラザスルフロ	0.3
MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩	0.051 (MCPA として)

注1: 表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI}(\text{mg}/\text{kg 体重} / \text{日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1 (\text{ADIの10\%配分}) / 2(\text{L}/\text{人} / \text{日}) \} \times 10$$

注2: 表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍値を指針値とする。